

全ト協発第544号(経)  
令和8年2月4日

各都道府県トラック協会

会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 寺岡洋一  
(公印省略)

令和8年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省職業安定局長、厚生労働省雇用環境・均等局長、厚生労働省人材開発統括官連名により、「令和8年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等」について別添のとおり周知協力の要請がありました。

令和8年度の大学、短期大学及び高等専門学校の卒業・修了予定者の就職・採用活動については、令和6年12月5日の就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議において、令和7年度と同様、広報活動は卒業・修了年度の直前の年度の3月1日以降、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降、正式内定は卒業・修了年度の10月1日以降を原則とするとされています。

これを踏まえ、都道府県労働局及び公共職業安定所においては、令和8年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和8年4月1日以降に展示・公開、当該求人申込みの受理開始は令和8年2月1日以降、また職業安定所では、令和8年度の大学等卒業予定者に対し同年5月31日以前には職業紹介を行わないことから、事業主等も当該求人票による採用選考活動を行わないよう職業安定所から事業主等に了解を得るものとする等とされています。

つきましては、貴協会傘下会員事業者に対し、本要請についてご周知いただけますよう何卒よろしくお願い申し上げます。